

回原遺跡発掘調査概報Ⅰ

— 山代郷正倉跡 —

1978

教育委員会

例 言

1. 本書は昭和53年度におこなった団原遺跡第1次発掘調査の概報である。調査は近い将来に予想される開発にそなえて遺跡保護対策をたてるための基礎資料を得る目的で、国の補助事業として実施した。

2. 本年度調査は団原遺跡のうち、山代郷正倉推定地（島根県遺跡番号632）を選定した。

3. 調査主体

島根県教育委員会

調査組織

調査指導	島根県文化財保護審議会委員	山本清
	同	加藤義成
	同	町田章
	奈良国立文化財研究所技官	
	島根大学法文学部講師	渡部貞幸
調査員	島根県教育委員会文化課主事	横山純夫
	八雲立つ風土記の丘資料館職員	三宅博士
調査補助員	島根大学学生	房宗寿雄
	同	片山泰輔
調査協力	松江市文化財保護審議会委員	恩田清
	島根県埋蔵文化財調査員	池田満雄
	同	西尾良一

調査期間 昭和53年11月24日～54年1月15日

4. 発掘調査に際して、秋山寿延、水野幹夫、水野善光各氏をはじめとする地元の方々、および県立八雲立つ風土記の丘資料館職員の方々には終始多大な協力を得た。なお遠藤紀美子氏には発掘調査および遺物整理等に関して献身的な協力をいただいた。併せて感謝の意を表したい。

5. 挿図中の方眼方位（実測方位）は磁北を基準とし、矢印は真北を指す。なお松江における磁気偏角度は $6^{\circ}40'$ である。

6. 本文中、メートルから尺への換算は天平尺を用い、その換算値は1尺 = 29.7 cmとした。

7. 本文中『風土記』とあるのは『出雲国風土記』を略したもので、その原文、読み下しはいずれも加藤義成『出雲国風土記参究』原文編によった。

8. 本書の編集・執筆は上記調査指導の先生方の助言を得ながら直接調査を担当した横山純夫・三宅博士があたった。

1. はじめに

意宇平野の北西隅に位置する標高 20 m 余りの低丘陵（通称団原丘陵） 1 帯は律令時代の行政を担った重要な地点として従来より注目されていた。しかし昭和 45 年都市計画法に基づく市街化区域に指定されて以来、周辺の宅地化が著しく進み、遺跡保護の立場から憂慮すべき事態になっていた。県教育委員会ではこれら団原丘陵に所在する遺跡の実態を把握し、しかるべき保護策を立てることが急務であるとの考えから発掘調査を計画した

わけである。^(注1) 調査は団原丘陵に所在する遺跡のうち重要かつ緊急性のあるものから着手することとし、今年度は山代郷正倉推定地をその候補に選定した。

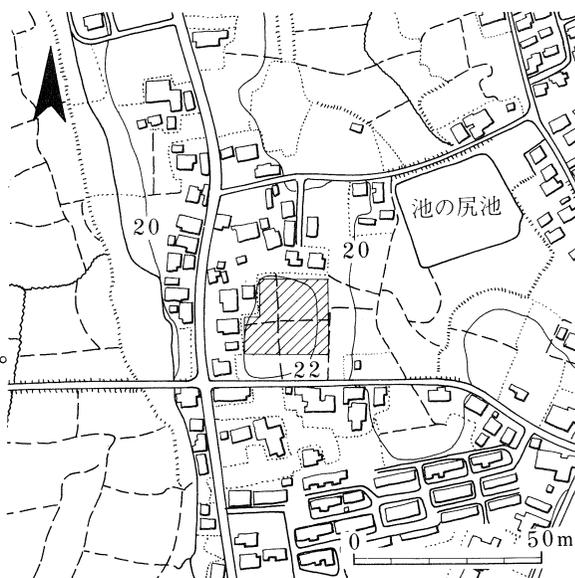
山代郷正倉と推定される松江市大庭町字内屋敷および植松地内は、現在わずかばかりの畑地を残すのみとなっており、それも近い将来宅地に転用される可能性が強い場所である。したがって今年度の調査は遺構存否の確認を主目標とし、予想される開発にそなえて遺跡保護のための基礎資料を得ようとするものである。

調査は畑の耕作が一段落した昭和 53 年 11 月 24 日から翌 54 年 1 月 15 日までの延 1 か月半を費し、その間調査指導の先生方には幾度も現地へ足を運んでいただき、地元の方々には終始献身的な御協力を得た。今回の調査が予想以上の成果を納め得たのも上記の方々の御力添の賜であることを深く感謝する次第である。

注 1. 県教育委員会では同様の考えに基づき「八雲立つ風土記の丘」整備計画の一環として昭和 48 ～ 50 年度の出雲国分尼寺跡、昭和 52 年度の岩屋後古墳の発掘調査をそれぞれ実施している。



第 1 図 遺跡の位置



第 2 図 遺跡周辺の地形

2. 周辺の遺跡

意宇平野を中心とした一帯は、当時の行政区画でいうところの出雲国意宇郡であり、国庁の所在地であった。『出雲国風土記』（以下『風土記』と略す）によれば当時意宇平野周辺に置かれていた公的機関として次のものがある。^(注1)

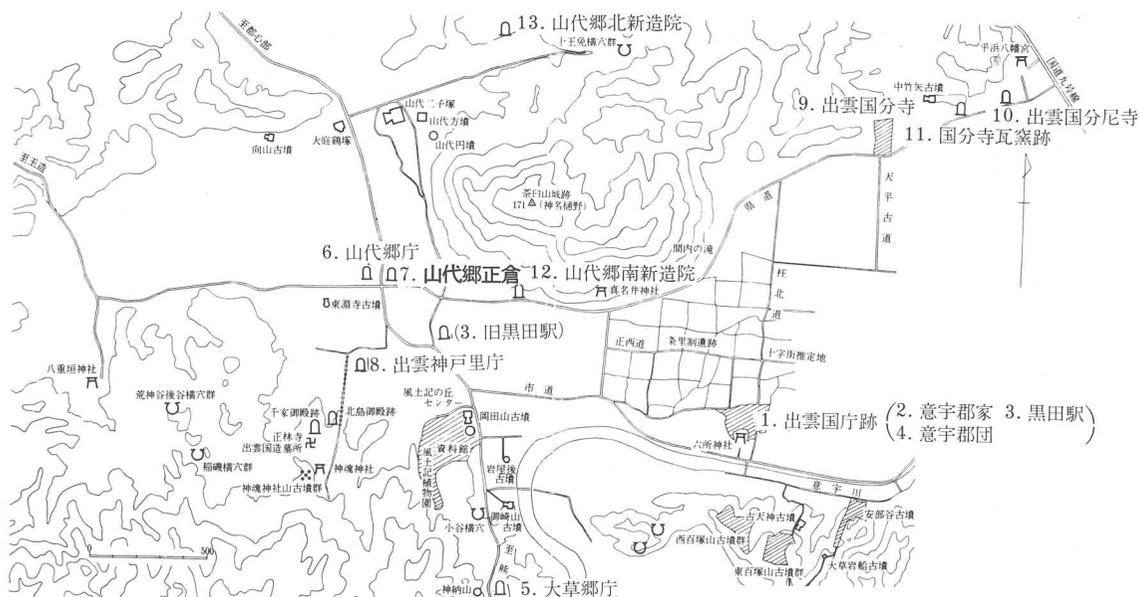
1. 出雲国庁
2. 意宇郡家
3. 黒田駅
4. 意宇軍団
5. 大草郷庁
6. 山代郷庁
7. 山代郷正倉
8. 出雲神戸の里庁

これらのうち、出雲国庁と意宇郡家および駅・軍団は大草町六所神社周辺の一帯に並び置かれたことが『風土記』条文に見えるが、そのうち駅については以前黒田村にあったものを移転した旨の記載があり、その旧黒田駅を団原丘陵南端に求めることができる。また軍団については、これに附属する諸施設のうち広い敷地を必要とする調練場について、地名考証等から団原丘陵一帯をそれにあてる考えが一般的である。また郷庁、里庁についてはその位置を『風土記』記載の里程から推定できるのみだが、山代郷郷庁の付近に位置し今回調査の対象となる山代郷正倉については炭化米出土等により詳しい論考が試みられている。^(注2)

その他周辺地域に所在する遺跡として寺院関係のものがある。

9. 出雲国分寺
10. 出雲国分尼寺
11. 国分寺瓦窯跡
12. 山代郷南新造院
13. 山代郷北新造院

国分寺、尼寺、瓦窯跡はいずれも平野の北東隅に位置し、その概要についてはある程度把握されてお^(注3)り、また土着豪族の建立にかかる新造院についても詳細な研究がなされて^(注4)いる。『風土記』記載の新造院を見た時、郷内に2か所のそれを持つのは山代郷のみであり、国庁の北西に位置する



第3図 周辺の遺跡

この郷が当時かなり人口が多く、重要な地位を占めていたことは十分想定できる。したがってそこにあったとされる正倉も周辺では唯一の高燥の地であることも加え、相当規模のものであったろうと考えられる。

このように意宇平野一帯はまさに風土記時代を代表する貴重な遺跡が密集する地域であり、この一角に立地する山代郷正倉跡の調査も古代出雲国を解明する上で欠くことの出来ないものであろう。

注 1. 加藤義成「政庁関係等遺跡」（『島根県文化財調査報告』第 5 集昭和 43 年）にそのうちの主な遺跡についての概要が記してある。

注 2. 恩田清「大庭長者原の出土米をみて」（島根新聞文化欄昭和 35 年 8 月 13 日）

注 3. 『八雲立つ風土記の丘周辺の文化財』（島根県教育委員会昭和 50 年）

注 4. 近藤正「『出雲国風土記』所載の新造院とその造立者」（『山陰古代文化の研究』所収昭和 53 年）

3. 調査の概要

今回調査の対象としたのは、大庭町字内屋敷 31、同 35 の 1、同 40 の 1 および植松 34 に所在する畑地計 2,500 m^2 である。県道松江広瀬線と市道竹矢八重垣線が交差する通称大庭十字路の北東約 20 m の位置で、周囲を宅地で囲まれた丘陵頂部にあたる。対象地は東に向かってゆるやかに傾斜する標高 20 m あまりの微高地で、昭和 30 年代半ば同地に炭化米が多量に散布していることが知られるに至り「山代郷正倉跡」として注目を浴びた地点である。

調査は畑全面に磁北を基準として 10 m 方眼を組み、それに従って 5 × 10 m のグリッドを 4 か所設定、調査結果に基づいて諸事情の許す範囲内で拡張する方針で行なった。遺構は黒色耕土層に続く黄褐色あるいは黄色を呈する地山面に掘り込まれており、地表下約 40 cm をはかる。

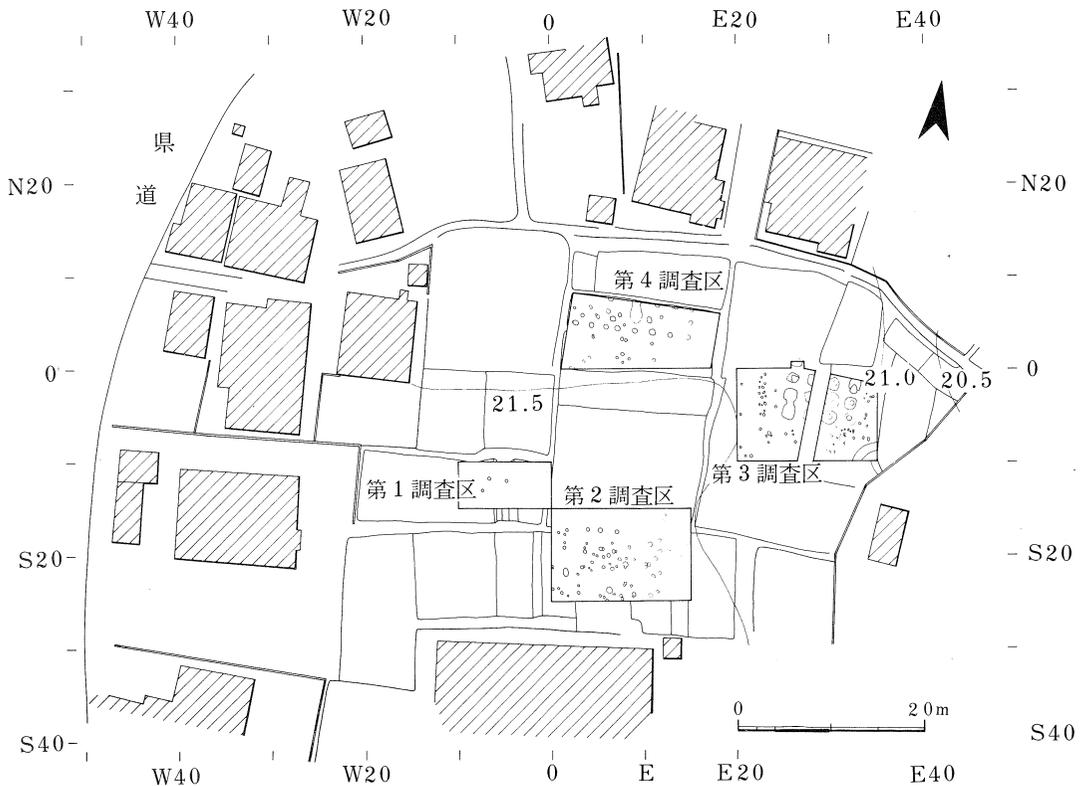
以下各調査区毎の調査概要を述べる。

(1) 第 1 調査区

畑の西側に設定したもので、調査前に地主から長芋耕作のため相当深くまで攪乱してしまっている旨伝えられていた場所である。地表下約 75 cm で地山面を確認したが、表面の凸凹が著しく長芋耕作を裏付ける結果であった。検出した遺構は柱穴 3 個であり、いずれも基底部分がわずかに残るにすぎず、遺構の性格、規模が不明のまま調査を打ち切った。

(2) 第 2 調査区

畑の南側に設定したもので、表土下約 40 cm で地山面を確認、総計 70 あまりの柱穴群を検出した。径・深さ共に 20 ~ 50 cm の大きさのものが大半を占め、礎石あるいはその根石等は全く検出しなかった。遺構面が比較的浅いため耕作に伴う落ち込みも随所に認められたがそれは内部覆土の違いにより明瞭に判別できた。これらの柱穴群から復原できる建物跡は 1 棟（S B 02）のみである。



第4図 調査区配置図

またグリッド東側を南北に走る柱穴列を検出、柵（SA01）と考えた。

(3)第3調査区

畑の東側、丘陵が東に向かってゆるやかに傾斜する地点に設けた。調査前から炭化米の散布が認められていた場所で、付近に原位置は動いているが2個の礎石も遺存している地点である。地表下約40cmの所で炭化米の層を検出した。分布の粗密はあるものの相当量にのぼったため更に東へグリッドを拡張した。しかし中央部分幅1.6mの調査は茶の木が植っているため今回除外した。炭化米は厚さ20~30cmで地山直上の黒褐色土層に多く含まれるが、耕土中にも多量に認めることができ、元来はもっと厚く地山面を覆っていたものと考えられる。炭化米層を除去し地山面を露出した段階でかなり大規模な柱穴群を検出し、これを山代郷正倉跡の一部と断定した(SB01)。なおこれら柱穴群を取り囲むような形で深さ20~30cmあまりの小pitを無数に検出したが、これが正倉跡と関連があるか否かについては判断できなかった。また調査区の南東隅で弧を描く溝の一部(SD01)を検出した。全体的に遺構の遺存度は良好で、特に地山面はその上に被さっていた炭化米層の攪乱もわずかであると考えられるところから、原状のままと判断できた。遺物は地山面および耕土中から若干の土器片を検出している。

(4)第4調査区

第3調査区の北西側、畑の北端に近い所に設定した。耕作により地山面が相当痛んでいるものの調査区中央を東西に走る柱穴群を中心として計40あまりの柱穴を検出し、最低2棟分の建物跡が

推定できた（S B 03、04）。また中央北壁部分に不定形の溝状遺構（S D 02）を検出した。遺物はいずれも耕土中からのものである。

以上全体的にみて地山面が浅く、耕作に伴って攪乱をうけて遺構が消滅してしまったと思われる地点がかなりあったにもかかわらず遺存度の最も良好であった第3調査区で正倉跡の一部と断定できる遺構を発見できたのは幸であった。なお最終の調査面積は第1調査区 50 m²、第2調査区 150 m²、第3調査区 125 m²、第4調査区 110 m²の計 435 m²であった。

4. 検出した遺構

(1) S B 01

第3調査区で検出した正倉跡の一部と断定した柱穴群。完掘はしていないが、3間（6.24 m）× 3間（5.35 m）の南面する総柱の建物跡である。柱間距離は桁行7尺等間（208 cm）梁間6尺等間（178 cm）になる。建築方位は磁北より6°40′東へふった真北方向を基準としている。柱穴はいずれも隅丸方形をなし、柱は径50 cm前後をはかるものと推定できた。礎石およびその根石、柱痕は検出していない。各柱穴の様相は以下のとおりである。

P₁：長辺150 cm、短辺140 cmをはかり、柱は中央北寄りの位置にあったらしい。深さ80 cmで底面に深さ20 cmの小pitを認めるが柱との関連は不明。柱穴内土層は大きく4層に分かれ、柱穴底面隅の黄色土が建立時の埋め土と思われる。他の3層はいずれもレンズ状の堆積をしているが自然堆積によるものではない。廃絶後全体的に掘り返して柱を抜いた後埋め戻したものであろう。

P₂：P₁と接して掘られている一辺150 cmのほぼ正方形をなすが、壁面の傾斜は比較的きつい。底面は若干荒れており、土層も単一土層であるところから掘り返していることが考えられる。柱の位置は正確には言い得ないが、底面中央部が若干凹んでおり、そこにあったものと考えてよからう。なお覆土中に拳大の石が1個含まれている。

P₃：110 cm×100 cm、深さ50 cmのやや小さい柱穴である。建立時に柱を置いた後周囲を黄色土でかためているため、黒色を呈する柱痕跡との識別が容易である。しかし柱穴内東側約1/3には下に行くほど厚く黒色土が入りこんでおりこの方向に向かって柱を抜き取ったものと思われる。柱痕跡は径50 cmあまりをはかる。

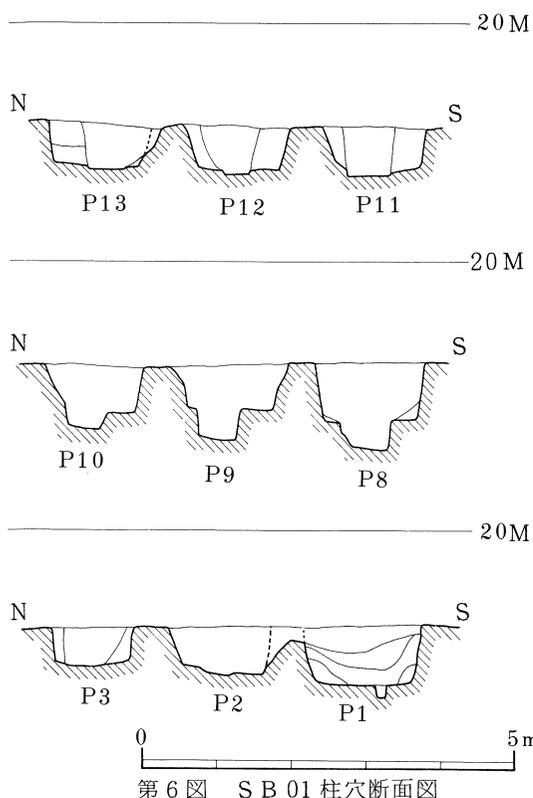
P₄～P₇：柱穴の位置を確認したのみで、内部の調査は行っていない。

P₈：柱穴上縁は径140 cmあまりの不正円形を呈するが、底面は隅丸方形になっている。深さ80 cmのところ一度平坦面をつくった後、更に径50 cm、深さ40 cmあまりのpitを掘りこむといったいわゆる2段式の柱穴である。おそらくそこに柱を埋めこんだものであろう。断面土層図の観察では柱痕跡が確認できず、抜き取りの際全体的に掘り返したものと思われる。一段目隅に残る黄色土はその際の掘り残しであろう。

P₉：この柱穴も2段の掘り込みをもつものである。上縁は円形に近づいているが、もとは隅丸



第5図 第3調査区遺構実測図（ドットは炭化米）



長方形に掘りこんでいたものであろう。復原長辺 130 cm、短辺 110 cmをはかり、深さ 60 cmのところまで一段目の平坦面をつくる。二段目は柱穴内北寄りの所に穿ち、径 55 cm、深さ 40 cmである。柱穴内覆土はすべて黒色土に黄色土のブロックを含んだもので、断面に柱痕跡は出ていない。

P₁₀：一辺 120 cmの正方形に近い柱穴でやはり2段に掘りこむものである。1段目の深さは60 cmをはかり、北側の壁面はかなり傾斜している。柱穴北寄りの位置に径 55 cmの2段目を掘りこむが、その底面は北に行くほど上がっている。最も深い所で 20 cmをはかる。柱穴内覆土は黒色土を主体とし、比較的大きい黄色土のブロックが混入する。

P₁₁：建物の南東隅に位置する柱穴である。130 cm × 120 cmの隅丸長方形で深さ 60 cmをはかる。北西隅に位置する柱痕跡が比較的明瞭に判別でき、東へ向かって柱を倒して抜き取ったことがよくわかる。柱の径は 60 cm弱で、柱穴底面がわずかに凹んでいる。

P₁₂：一辺 140 cmの隅丸正方形のもので、中央やや東寄りに柱をたてている。西へ向かって柱を抜き取っており、柱を埋めた黄色土が西側については大きく弧を描いてえぐれている。深さ 50 cmで柱の径 40 cmあまりをはかる。

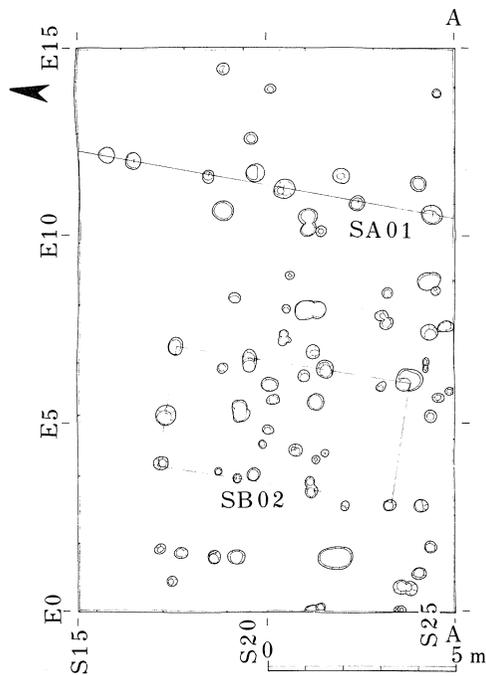
P₁₃：推定長辺 140 cm、短辺 120 cmの柱穴で、北半部は下に黒色土をしいた後、黄色土を乗せ版築状にかたくしめている。南半部は柱を抜き取る際掘りこんでおり、黒色土および黄色土のブロックが入る。深さ 60 cm、柱の径 50 cmをはかる。

これら柱穴のうち東西両脇の柱穴列がいずれも深さ 60 cm前後のものであるのに対して内部のそれ(P₅~P₇は未調査)が2段式に掘りこみ、深さも 90~120 cmをはかる深いものであるという点、注目すべきであろう。またいずれの柱穴も柱を抜き取り、しかもその後人為的に埋めており、立て替えの事実が全くないこともこの建物の性格を考える上で無視できないであろう。

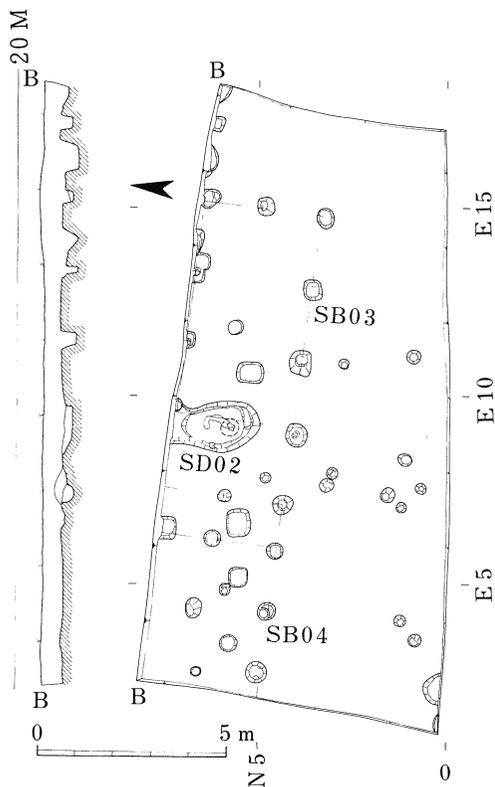
また S B 01 の周囲で検出した小 pit 群がこの建物跡に伴うものか否かという点についてだが、これらの pit はほとんど不整形で深さもまちまちである点、柱穴とは認め難い。されば S B 01 の雨落ち溝等の考えも出来るが、一部深すぎるもの(30 cm)もあり、結論は出していない。

(2) S B 02

第2調査区中央西寄りに検出した建物跡である。2間(315 cm) × 3間(625 cm)で南北に長



第7図 第2調査区遺構実測図



第8図 第4調査区遺構実測図

く方位はほぼ真北方向をむく。桁行は7尺等間(208 cm)だが梁間は北側面で6尺(180 cm) + 4.5尺(135 cm)をはかり、南側面では中央の柱穴が耕作のため破壊されており詳細は不明である。あるいは更に南へ延びる可能性もあるかも知れない。北面・東面の柱穴は比較的規模が大きく径40 cm深さ40 cmをはかるが、西面する柱穴は径25 cm、深さ30 cm程度である。

(3) S B 03

第4調査区北東寄りに検出した2間(300 cm) × 3間(596 cm)の東西に長い建物である。方向はやはり真北を基準としている。桁行7尺(208 cm) + 6尺(180 cm) + 7尺(208 cm) 梁間5尺(150 cm)等間をはかる。柱穴は円あるいは方形のもので一辺50 cm、深さ25~30 cm

の比較的しっかりしたつくりのものである。注目できるのは西側中央の柱穴で、これはSD02と重複しているが、SD02を埋めた(埋まった)後掘り込んだため地盤が軟かく根石を1個置いている。同様の根石は北東隅の柱穴にも認められる。

(4) S B 04 ~

SB03と柱通りをほぼそろえて建てられたもので、現在身舎2間(325 cm) × 2間(313 cm)を確認している。東側に廂をもつ可能性が強い。南面する柱穴は5.5尺(163 cm)等間、東面するそれは5.5尺(163 cm) + 5尺(150 cm)、廂と思われる柱穴は4尺(120 cm)をはかる。

(5) S D 01

第3調査区北東隅で検出したもので、弧状の溝の一部である。断面逆梯形を呈し、幅70~80 cm、深さ約30 cmをはかる。遺構の性格等については全く不明だが、内部堆積土に炭化米を含むことからSB01以降のものであることがわかる。

(6) S D 02

第4調査区中央部北壁に接して検出したもので、現長230 cm、最大幅140 cmをはかる。深さは40 cmで底面には厚さ20 cmあまりの粘土が馬蹄形に貼りついている。性格は不明である。

(7) S A 01

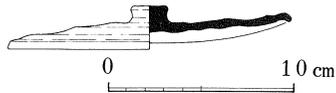
第2調査区東側を南北に走る柵である。柱間距離は2 m等間で方向も真北よりやや東にふっている。S B 02に伴うものか否かは不明である。

5. 出土遺物

本遺跡から出土した遺物は土器と炭化米である。土器は耕土中発見がそのほとんどを占め、またいずれも小片のため時期判定の手がかりにはなり得ない。遺構に密着して出土したわずかばかりの土器のうち器形が判明するのは第2調査区 P56 (S B 02の内部に含まれる pit) 検出の須恵器蓋のみである。

径2 cmあまりの扁平つまみをもち、端部をわずかに折り返す器高の低いものである。外面は天井部の約半分をヘラケズリにより調整し内面はナデで仕上げる。歪みがひどく端部がつまみよりも高く反っている。胎土・焼成共に良好である。なお内面に墨痕様のしみが付着するが、墨書とは認め難い。出雲国庁における奈良時代須恵器編年の第4形式に属するものであろう。^(注1)

炭化米はすべて第3調査区から検出した。米の種類等詳細な検討結果については現在整理中のため後日報告することを了承願いたい。採取した炭化米は若干の砂粒を含むものの、総量6斗9升2合にのぼる。いずれもS B 01の建物全体を覆う形で分布するが、特に東西両側面に沿ってそれが顕著に認められる(第5図中ドットが密な部分。1 m²当り2升以上)。この部分では中には炭化米だけが大きな塊となって検出するといった非常に密な分布状況を呈する所もある。



これら炭化米が火をうけた結果か、自然炭化によるものかの判別は困難であり、したがって正倉焼失の根拠にはなり得ない。第9図 第2調査区出土須恵器実測図

注1. 松江市教育委員会『出雲国庁跡発掘調査概報』による。

6. ま と め

以上調査の概要を述べたが、ここでは主として正倉跡の一部としたS B 01について述べることにする。S B 01は前述のとおり一辺120 cmあまりの隅丸方形の柱穴をもつ3間×3間の総柱の建物である。桁行寸法と梁行寸法の違いからこの建物が東西棟であることは間違いなく、したがって建物の北辺が未調査ではあるが梁間3間と断定してよかろう。さてこのような建物の構造だが、従来の調査例からいって高床式の倉庫になることは衆目の一致するところである。とすると律令時代においては当然「正倉」という名で呼ばれていたと考えられる。正倉は正税としての稲

穀、貢物を収納する官倉で、その設置について『倉庫令』に次のように規定してある。^(注1)

凡倉、皆於高燥処置之。側開池渠。去倉五十丈内、不得置館舍。

すなわち高燥の地を選び、近くには防火用の池、溝を設け、50丈（約150m）以内には他の建物を置くことを禁止するというものであるが、今回検出した遺構の立地と照らしあわせてみるならば、まさにその条件に一致することがわかる。つまり台地上に置き、北東約20mの所に1辺約25mの方形の池（池の尻池・消滅）が位置するのである。したがって本遺構を山代郷正倉に比定するに何の疑いもなく、今回の調査でその一部を検出したといえる。

さてこの正倉の造営された年代についてだが、山代郷に正倉が置かれた可能性があるのは文献でみる限りにおいて次の2回である。1つは『風土記』勸造当時の天平5年（733年）頃、他の1つは延暦14年（797年）の太政官符による倉庫分散の通達の結果である。^(注2)今回検出した遺構の年代は、その決定の手がかりになる遺物の出土が皆無に近く現段階ではその構造から推定する以外にはない。今、仮に本遺構と奈良時代倉庫建築の代表である東大寺正倉院とを比較してみると礎石と掘立柱の違いはあるものの、多くの共通点が指摘できる。すなわち3間×3間の総柱の建物である点。柱と柱の間隔が等間である点。間口と奥行との百分比が90に近い点等である。^(注3)そしてそれらの点はすべて奈良時代の倉庫においてのみ見られる諸特徴であることを注意したい。^(注4)したがって遺構のみからみる限りにおいては奈良時代の建築様式と考えてよく、すなわち『風土記』勸造当時のものとしてよかろう。またその60年後の延暦年間まで同建物が存在したか否かについて、立替えの痕跡がなく、しかも耐用年数の面から考えて否定したい。

次に遺構上面を厚く覆っていた炭化米について少し触れたい。これの詳細な報告については未

整理のためここで述べるこ

倉名	柱の本数	間口(m)	奥行(m)	百分比	面積(m ²)
東大寺本坊宝庫	12	8.91	5.94	67	52.9
同 勸学院経庫	16	6.58	5.15	78	33.9
同 法華堂経庫	16	6.12	5.09	83	31.2
手向山神社宝庫	12	8.97	6.03	67	54.1
正倉院宝庫(南倉)	16	10.36	9.33	90	96.7
同(北倉)	16	10.36	9.33	90	96.7
同 聖語蔵	12	5.76	4.61	80	26.6
唐招提寺宝蔵	16	7.64	6.12	80	46.8
同 経蔵	16	5.70	4.73	83	27.0
山代郷正倉	16	6.24	5.35	86	33.4

現存古倉規模一覧（八幡一郎「日本古代の稲倉」による。但し数値は尺をメートルに換算した。換算値1尺=30.3cm）

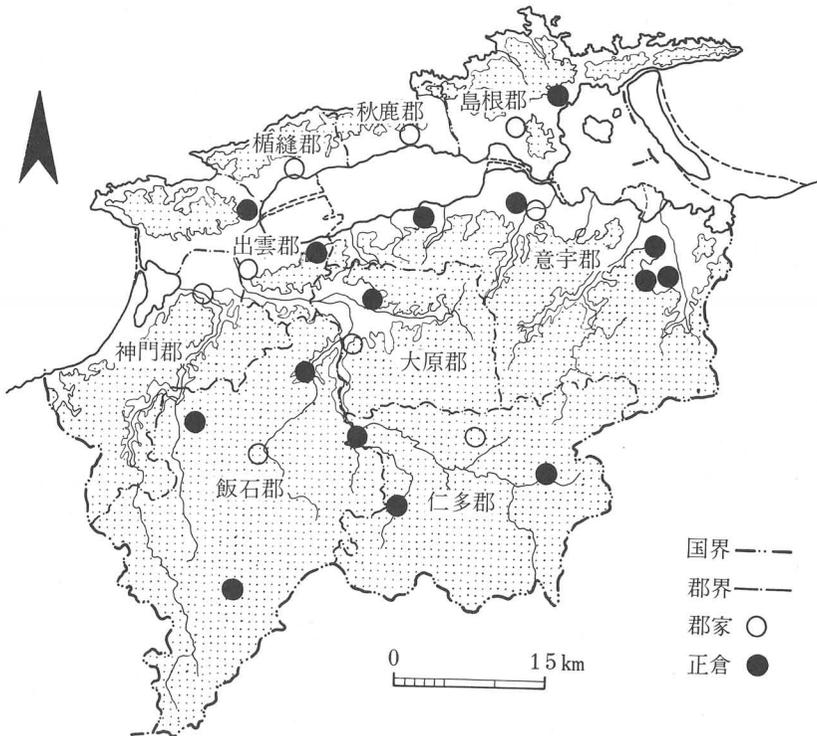
とは出来ないが、少なくとも炭化していることは事実である。これが遺構面に密着する上に遺構が稲穀を収納した正倉であるところから正倉の焼失を想定するのは当然のことだが、今回の調査で腑に落ちない点がある。1つは米と共に焼けたはずの建築資材がほとんど認められなかったこと。2つは柱穴内部から炭化米が全く検出できなかったこと。等焼失を裏付ける結果が出な

かったことである。さすれば炭化米は何を意味するのか。次回の調査結果を期待したい。

次に郷に設置した正倉の性格について触れてみたい。元来正倉は郡毎に設置するのが通例であるにも拘らず『風土記』の場合は特定の郷のみにその記載がみえる。出雲国内において正倉を有する郷は次のとおりである。

- (注6)
- 意宇郡——山国郷・舎人郷・山代郷・拜志郷・賀茂神戸
 - 島根郡——手染郷
 - 出雲郡——漆沼郷・美談郷
 - 飯石郡——三屋郷・須佐郷・来島郷
 - 仁多郡——三沢郷・横田郷・漆仁川辺
 - 大原郡——屋代郷

出雲国9郡のうち正倉の記述がないのは残りの秋鹿・楯縫・神門郡の3郡である。特に現在出雲最大の穀倉地帯といわれる簸川平野を中心とする神門郡に正倉がないとは考えられず、したがって『風土記』記載の正倉とは当然郡家に属すべき正倉とは別の何か特別な理由をもつものという解釈が成り立つ。(注8) これら郷の正倉が持つ性格については、天平四年対外的な防備態勢強化のため設置された節度使との関連から特別措置として置かれたとする説が有力である。しかし今回の調査で検出したあまりにも整然とした丁寧な造りを思わせる大柱穴群からはそのような緊急の事情によるというよりむしろ恒常的に設置された正倉という感を強くうける。先に述べた『倉庫令』



第10図 出雲国内における正倉の分布（加藤義成『出雲国風土記参究』による）

の条文にあるように、倉庫の設置に対してかなり厳しい制限がある以上、その条件に合致しない郡の正倉は郷への分散措置を採らざるを得なかったであろうし、人口の割合、地理的条件等も考慮せねばならなかったであろう。このような事情から出雲においては天平5年以前よりすでに正倉の分散をはじめており、また全国各地でこのような特別な事情が数多く出てきたからこそ延暦14年の太政官符が発せられたと考えた方が自然ではなかろうか。

いずれにしても本遺跡の持つ問題は多岐にわたり、今回の調査のみでは説明できない点があまりに多い。今後の調査で正倉の配置状況、範囲はもとより、それらから派生する種々の問題点に対する解決の糸口をも見つけ出せるものと期待している。

注1. 国史大系『令義解』による。

注2. 国史大系『類聚三代格』による。

応_レ建_レ置_レ倉_レ院_レ事

右被_レ右大臣宣_レ稱。奉勅。如_レ聞諸国建_レ郡倉_レ元置_レ一_レ処_レ。百姓之居去_レ郡僻遠、跋_レ涉山川有_レ勞_レ納_レ貢。加以倉舎比近疊宇相接、一倉失_レ火百倉共焼。言念_レ其弊、有_レ損_レ公私。宜須_レ每_レ郷更置_レ一_レ院_レ以濟_レ百姓兼絶_レ火_レ祥。始_レ自_レ今年所_レ輸租税収_レ納_レ新院。但前所_レ納_レ郡家_レ不_レ動物者、依_レ旧莫_レ動、其用尽倉者漸遷_レ新院。置_レ倉之法一依_レ延暦十年符、各相去十丈、量_レ便置_レ之。

延暦十四年閏七月十五日

またこれを若干改正した布達を同十四年九月十七日に出している。

注3. 八幡一郎「日本古代の稲倉」（『稲倉考』昭和53年所収）

注4. 注3と同じ。

注5. 注2による

注6. 舎人郷の正倉については、恩田清「舎人の正倉」（島根新聞文化欄昭和35年12月15～17日）にその概要が記してある。

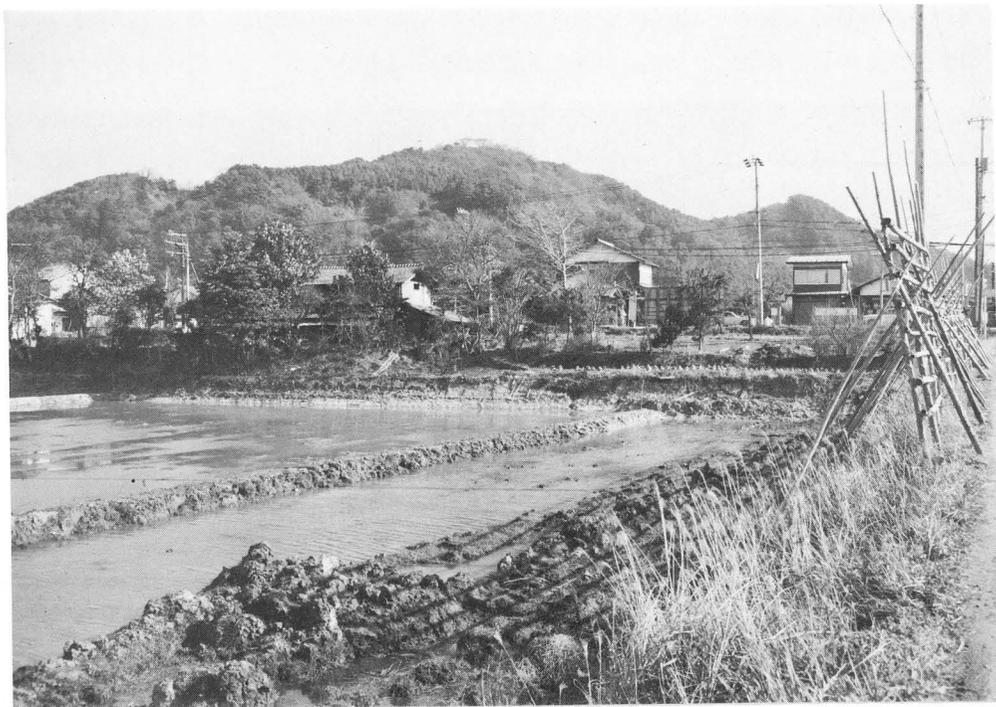
注7. 当時においてこの地が穀倉地帯であったか否かについては斐伊川の治水の問題とも関連してにわかに断じ難い。しかし昭和50年に調査した天神遺跡からは本遺構と類似規模の柱穴群が発見され、それを神門郡家に属する倉庫群ではないかと推定している。出雲市教育委員会「天神遺跡」（昭和50年）。

注8. 田中卓「出雲国風土記の成立」（『出雲国風土記の研究』昭和28年所収）

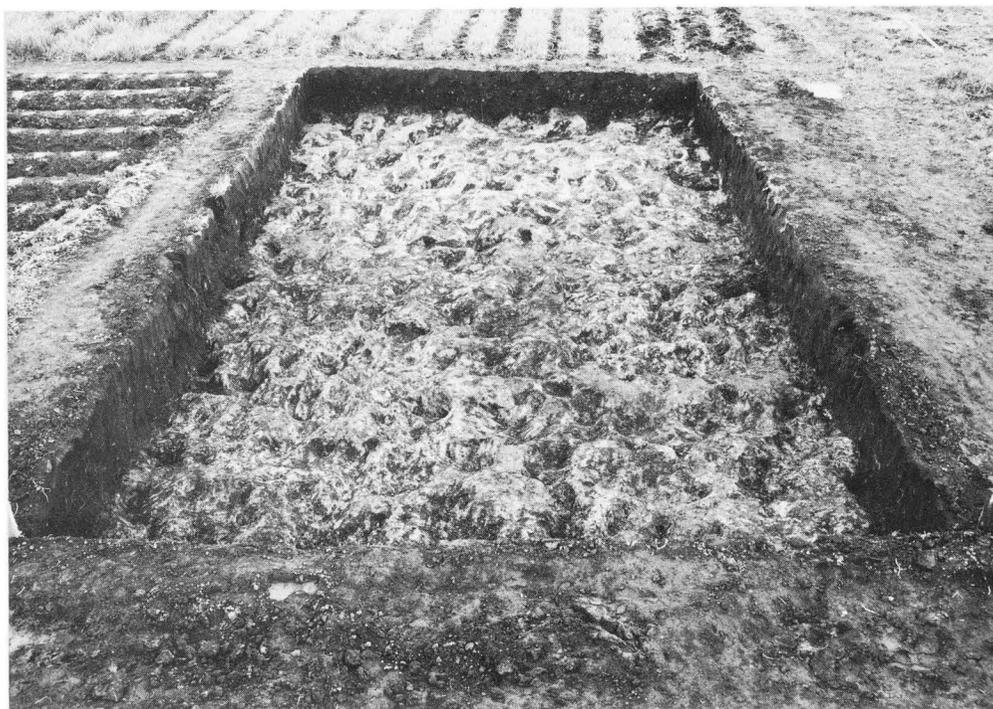
注9. 注8と同じ。



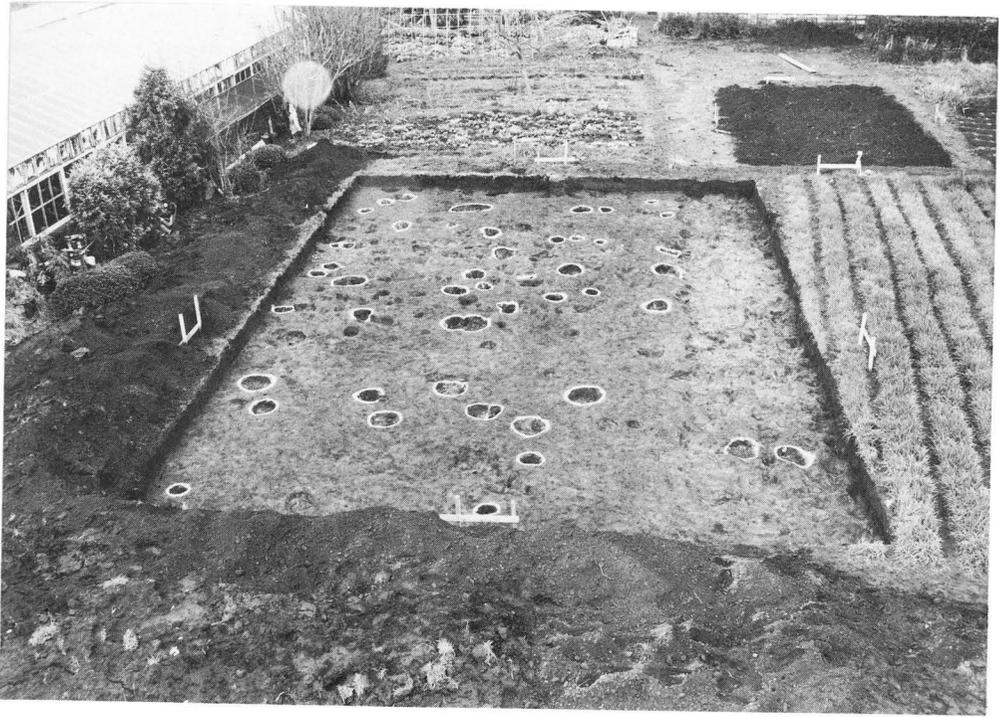
第3調査区全景（中央の柱穴群がS B 01、南から）



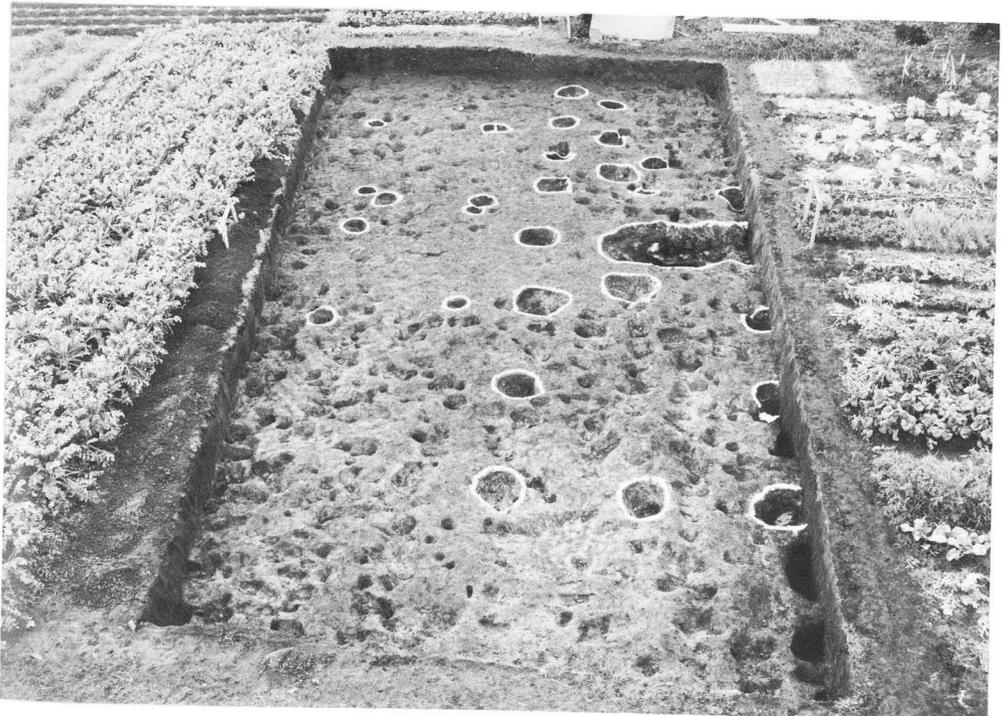
遺跡遠景（画面右寄り電柱の先が山代郷正倉跡、西から）



第1調査区全景（地山面の凸凹は耕作によるもの、西から）



第2調査区全景（東から）



第4調査区全景（東から）



第3調査区炭化米出土状況（南から）



第3調査区遺構検出状況（炭化米除去後、南から）



S B 01 柱穴の状況 (P₁₀、二段に掘りこんである)



S B 01 柱穴の状況 (P₁₃、柱の抜き取りの様子がよく残る)



S D 01 全景（中央の畦は土層観察用）



第3 調査区検出の炭化米

団原遺跡発掘調査概報 I

—山代郷正倉跡—

昭和54年3月10日発行

編集・発行 島根県教育委員会
松江市殿町1番地

印刷 株式会社 報光社
平田市平田町993

